



加藤克之 議員  
誠進会

# 問 幼児教育・保育無償化とは

## 答 少子化対策、経済的負担軽減



- 問** 10月からの幼児教育・保育無償化とは。
- 答** (民生部長) 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策。人格形成の基礎を培う教育の重要性が挙げられる。
- 問** 無償化の対象者は。
- 答** 3歳から5歳児。
- 問** 無償化の対象となるサービスは。
- 答** 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料。
- 問** 無償化の対象にならないサービスは。
- 答** 延長保育や食材費など。
- 問** 市民への周知は。
- 答** リーフレットを保育所などで保護者に配布。広報やホームページで周知。
- 問** 私的契約児の対処は。
- 答** 従来とおり。

**問** 保育所と児童クラブの開設時間は。

**答** (児童課長) 保育所の保育標準時間は、午前7時から午後6時30分まで。児童クラブは、平日では下校後から午後6時30分まで。

**問** 児童クラブの利用時間の延長を

**答** 対応する支援員の確保が課題

- 問** 本市も他市同様に児童クラブを午後7時まで延長できないか。
- 答** 児童クラブでは、利用する児童数が毎年増加しており、対応する支援員の確保が課題。
- 問** 市内の老人ホームなどから子ども達とのふれあいなどの提案・依頼があった場合の対応は。
- 答** 依頼があれば、可能な限り対応。
- 問** 市長の見解は。
- 答** (市長) 児童クラブは、現時点では延長の見直しは考えていない。

